

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

経営管理部 総務課

許認可等の内容		住民投票実施請求代表者証明書の交付
根拠法令等及び条項		栃木市住民投票条例第6条第1項
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市住民投票条例第2条第1項及び第2項、第3条、第4条第1項及び第2項 栃木市住民投票条例施行規則第4条第1項及び第3項
	参考事項	栃木市自治基本条例第26条第2項
	設定等年月日	平成27年 9月 1日設定 平成28年 6月19日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 市の選挙人名簿に登録されていること。</p> <p>2 次に掲げる者でないこと。</p> <p>(1) 公職選挙法第27条第1項の規定により選挙人名簿に同項の表示をされている者</p> <p>(2) 公職選挙法第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日以後に同法第28条の規定により選挙人名簿から抹消された者</p> <p>(3) 栃木市選挙管理委員会の委員又は職員である者</p> <p>3 住民投票実施請求の要旨その他必要な事項を記載した住民投票実施請求書を添えて、住民投票実施請求代表者証明書交付申請書により申請すること。</p> <p>4 住民投票事項が現在又は将来の市民の福祉に重大な影響を与え、又は与える可能性のある市政に係る重要事項であって、住民に直接その意思を確認する必要があると認められるものであること。ただし、次の事項は重要事項としない。</p> <p>(1) 市の権限に属さない事項。ただし、市の意思として明確に表示しようとする場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項</p> <p>(3) 地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項</p> <p>(4) 専ら特定の市民又は地域に関する事項。ただし、市民全体に影響を与え、又は与える可能性のある場合は、この限りでない。</p> <p>(5) その他住民投票に付することが適当でないと思われる事項</p> <p>5 住民投票に付する事項が、二者択一により賛成又は反対を問う形式に該当するものであることが認められること。ただし、二者択一により難しい場合には、3以上の選択肢から一つを選択する形式に該当するものであることが認められること。</p>	